平成２３年（フ）第１０号
神奈川県厚木市関口436番地３　ソレイユ楠201
債務者　今関己年雄
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目12番12号
債務者　相原枝理こと　アイハラ　エリザベス　マセロネ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５号
神奈川県厚木市温水172番地３
債務者　安田久美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営蛍田住宅13号棟369号室
債務者　安永　廣子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６号
神奈川県小田原市小八幡３丁目２番25号　小八幡ハイツ１－Ｃ号室
債務者　多田フジ江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９号
神奈川県小田原市寿町５丁目18番18号
債務者　江口　曜一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1304番地　森本アパート５号室
債務者　矢野　猛志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０９号
新潟県新発田市城北町２丁目10番16号　パレフレール城北201
債務者　須藤　保之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１０号
新潟県新発田市新栄町１丁目７番４号
債務者　堀内　浩之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４号
新潟県村上市幸町３番５号　シティハイムクレイン103
債務者　別府賀代子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７号
新潟県岩船郡関川村大字上関1318番地　桜団地５－Ｂ
債務者　井上留美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１２号
新潟県新発田市城北町３丁目４番６号、前住所新潟県胎内市下館367番地
債務者　榎本　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１１号
新潟県上越市西本町３丁目11番８号　山田ビルＢ号、前住所新潟県上越市五智１丁目29番８号　田中荘Ｂ号
債務者　石田　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３１号
愛知県江南市大間町新町149番地１　ＭＫタワービレッジⅡ501号
債務者　池田　智弘
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４号
兵庫県西脇市西脇66番地の１
債務者　早崎喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２２号
香川県綾歌郡綾川町千疋2066番地１
債務者　佐藤　修司
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０号
香川県高松市木太町1577番地
債務者　谷口　静子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係